

第9回川口市市民投票条例策定委員会 会議録

会議の名称	第9回 川口市市民投票条例策定委員会
開催日時	平成24年9月26日(水)午後6時30分から午後8時00分
開催場所	キュポ・ラ M4 階会議室 1
出席者	(委員長)金井委員長 (副委員長)三宅副委員長、齋藤副委員長 (委員)小森委員、水野委員、松本委員、駒見委員、山野委員、 藤波委員、加藤委員、稲川委員、芝崎委員、板橋委員、 小林委員、近藤委員
会議内容	素案について 今後の予定について
会議資料	1 川口市市民投票条例再修正素案 2 川口市市民投票条例修正素案に対する指摘事項と再修正箇所 3 川口市市民投票条例新旧対照表 4 川口市市民投票条例による市民請求及び投票の流れ
発言内容	<p>1 開会(午後6時30分)</p> <p>事務局 現在、傍聴希望者がいないが、このあと希望があれば、その都度入室していただく。</p> <p>それでは、これより第9回川口市市民投票条例策定委員会を開会する。本日の出席者は全員であるので、川口市市民投票条例策定委員会条例第7条第2項の規定により、この会議は成立している。 (机上配付の資料確認)</p> <p>委員会開始後、傍聴者1名入室する。</p> <p>2 再修正素案について</p> <p>委員長 本日はパブリックコメントにかける案をまとめたい。 検討事項である「川口市市民投票条例再修正素案」について事務局から説明していただく。</p> <p>事務局 修正した素案について、ご説明する。 まず、ご指摘いただいた規則への委任の明記について、条例第9条第1項、第13条第3項、第4項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項において、各条文に規則で定める旨を規定した。</p>

点字投票について、第13条第4項に点字投票の方法を、第14条第2項に点字投票における無効投票を規定した。

また第9条第1項、第15条第1項において、修正に伴う条項の整理や、錯誤の箇所の修正を行った。

さらに、これまでの会議で議論された「投票立会人及び開票立会人の選任に関し、中立性を担保すること」について、今後策定する規則に規定することとする。

条例第4条については、地方自治法の直接請求に係る具体的な条項を明記していたが、包括的に「地方自治法の規定に基づき行われる直接請求の例によるものとする」と修正した。

条例第18条については、成立要件を投票資格者数の過半数としていたものを、法律等の文言を参考に「2分の1に満たない」とした。

また資料「川口市市民投票条例による市民請求及び投票の流れ」は、市民請求及び市民投票の流れを図示したものであり、黒矢印が大まかな流れとなる。太枠は、条例素案に規定されている項目であり、細枠は、地方自治法による直接請求および公職選挙法の選挙の規定によるもので、条例規則において、そのまま準用するか、趣旨を変えずに規則に規定することとなる。

委員長

再修正素案の内容、他に気付いたことについて、ご意見いただきたい。

副委員長

確認だが、18条で「過半数に達しないとき」を「2分の1に満たないとき」に修正している。同じ数ではなく、若干条件を緩和しているが、それでよいのか。

事務局

投票率が50パーセント以上となれば、有効とするものである。

副委員長

委員会としては、変更したということではよいのか。

委員長

論理的に言えば、修正の前後で異なるが、市民の十万単位と多いので、実質的には影響はないのではないかと。

委員

委員会では既に議論したが、第4条の署名の必要数が総数の6分の1以上の者であることについて、6分の1に規定したことの根拠を、改めて説明してほしい。

また第18条の市民投票の成立要件について、「投票資格者数の2分の1」という基準は、市議選や市長選の投票率が50パーセントに満たないことから鑑みても高いのではないか。もっと議論が必要ではないか。

事務局

まず6分の1の根拠の一つは市町村の合併の特例に関する法律である。選挙権を有する者の50分の1の連署で合併協議会設置を請求し、議会で否決された場合には、6分の1以上の連署をもって、選挙管理委員会に合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求でき、その時には議会の可決を必要としない制度になっている。それに準じて50分の1を集めて地方自治法に基づく直接請求をし、議会で否決された場合には、この市民投票条例で6分の1を集めれば投票を実施できるということである。また他市の例も参考にしている。

副委員長

以前の委員会で、容易に集めやすくなく、かといって多すぎず、また火葬場建設で過去に14万の署名が集まったという点、そして市議選の投票率を勘案し、川口市の有権者数の6分の1の7万5千という数は妥当ではないかといった議論をしたように思う。

委員

市民投票では、厳密に署名が有効かどうか点検するが、火葬場の署名はそうではなく、また一ヶ月で集めたのかも不明であり、この例が基準になるのかは疑問である。今まで6分の1よりハードルが低い50分の1の直接請求さえ、川口では行われたことがない。そのような市民の特徴を考えてもっと下げてもよいのではないか。

委員

あまりハードルを下げて頻繁に投票を行っても、費用の面からどうなのか。また、2分の1の成立要件についてだが、市民投票では市民にとって、より身近なテーマが投票事項となり得るので、市議選よりは投票率が上がると思われるので、このままでよい。

委員

議会と市長の意見が相反している、市民の関心が高いような事項しか投票にはならないと思われるので、投票率が50%に達しないことはないのではないか。

委員

第4条については、発議であるので、もっと緩和し、より市民投票に関心をもつていただく形がよいのではないかと。30日で7万5千人、1日で約2千人の署名を集められるかは疑問である。10分の1が適正ではないか。

副委員長

署名数を下げた場合、投票事項が重要なテーマとして扱えるのか疑問である。真に重要ではなくても、市民投票にかけられてしまうのではないかと。人数に明確な根拠はないが、6分の1でよいのではないかと。

委員

成立要件が投票資格者の2分の1以上の投票数を要すると厳しいハードルがあるが、そのような問題の発議が10分の1でよいのか。素案の6分の1がよいと思う。ただ7分の1がよいのか5分の1がよいのかという明確な根拠はわからない。

委員

既に、市の大きさ、密集度合いについても議論し、6分の1は集められない数字ではないという結論になった。数字の明確な根拠はないが、これで進めていくべきではないか。

委員

以前の議論では、7万5千なら集まりそうだという見込みで決定した。現実には実施してみないとわからない。6分の1がよいのではないかと。

事務局

署名集めについて、参考事例を申し上げる。

平成12年に「川崎市地域経済振興に係る市条例」の制定にかかる直接請求の際に、請求代表者は1人であるが、署名収集受任者は4,461人であった。市民の関心が高いテーマは賛同者が多く、署名も大勢で集める

ことになると考えられる。

委員

火葬場の署名集めの際も、様々な個人や団体が署名集めに協力した。市民投票の議題になるのは、市民の関心が高い問題と考えられるので、数字を下げなくてよいのではないか。数字を下げると市民投票が乱発する危険もある。

委員

そもそも必要署名数の6分の1と成立要件の2分の1の件は、これまでの委員会で十分に審議して方向性を出したものである。この時期に検討し直すのはどうなのか。

また10分の1と定めている川崎市では議会への協議も要する制度となっており、単純にハードルを下げてはいえない。素案がよいと考える。

委員

市民の関心度が高いものが市民投票のテーマになり得ると思うので、6分の1でよいのではないか。

委員長

この問題は、今までの委員会で議論し、6分の1が良いのではないかという意見が多く、方向性を定めた。しかし、第三者への説得性が弱い。根拠をあげるとすると「市町村の合併の特例に関する法律の合併協議会の設置」、「10分の1と定めている川崎市や広島市より人口規模が小さく、3分の1、5分の1と定めている市より人口規模が大きい」といった形で他市を参考にしたということ、また「成立要件2分の1とのバランス」、「数が少ないと重要事項でないのではないか」というところか。ただしパブリックコメントにおいても、なぜ6分の1にするのかといった意見が出る可能性は高い。

議論は残るが、6分の1という案で市民の意見をきくということかどうか。

委員

パブリックコメントにかけるとき、下げるべきという意見があったことを付記できないのか。

委員長

パブリックコメントというのは、1つの案をだして意見を聞く形態である。6分の1という案でパブリックコメントにかけるということによろしいか。

【承認】全員異議なく承認

委員長

では、成立要件の2分の1ということについては、どうか。

委員

市民の半分が投票に行かないのであれば、市民投票にかける価値はないのではないか。素案のとおりでよい。

委員

50%に達したから関心があるということになると、市議選の投票率が低いということは市議会議員や市政に市民の関心がなかったということか。

委員

現実問題、そういう一面もあるのではないか。

委員

市長選や市議選の投票率が低いのは、市長や市議に問題があるかもしれないが、市民が市政に関わりやすい環境を整えるのが大事ではないか。市政に声を届くという経験を積み重ねないと、市民と市政との距離が縮まらない。ハードルを上げると普段から遠い市政がさらに遠いものになるのではないか。

副委員長

市議選は制限がないが、投票率が高くない。成立要件を下げるのが必ずしも関心を高めることにつながらないのではないか。逆に成立要件を2分の1とすることで、選挙に関わる人が市民の関心を上げる努力をすることが期待できるのではないか。

委員

市長選や市議選の投票率が低くても、市長や市議が実際市政を決めていることから考えると、市民にだけハードルをもうけるのはどうなのか。

委員

市民投票では投票運動は自由であり、市長選や市議選とは異なる。市長選や市議選の投票率と成立要件の2分の1の話は別ではないか。

委員

市長選や市議選とは切り離して考えるべきである。過去に14万の署名が集まった実績もある。重要な案件を扱う市民投票では、2分の1以上の投票率となるのではないか。

委員長

市長選、市議選の投票率と市民投票の成立要件における投票率を関連して考えるべきか否か。関連させるとしても、市議選の投票率が低い割には成立要件2分の1は高すぎるともいえるし、市議会議員の投票率より高いからこそ尊重を課せるという面もある。また市議選は候補者が多く選びにくいいため、投票率が低いということもある。か×という市民投票であれば、選択しやすいので投票率が上がるという見方もある。もっとも、市長選は候補者が少ないうえに投票率も低い。なお、市長選では当選には、有効投票総数の4分の1以上の得票が必要であるが、投票率については、いくら低くても選挙は成立する。

また2分の1という数が、重要度を示すものかどうか。重要なテーマだからこそ決められず投票できないということもあり得る。これも2分の1の是非について議論が続いてしまう要因かもしれない。

個人的には、不利な側のボイコット運動を誘発するため2分の1という成立要件には反対である。過去にそのような深刻な事例があった。正々堂々と反対運動が行われればよいが、現実はそうではないこともある。ボイコット運動の禁止も難しい。

しかし、この委員会では、2分の1くらいは成立要件に要るのではないかと、市長選、市議選などとは性質が違うため、別の制度としてとらえているのではないかと、これが大体の意見としてあるようである。

いろいろな意見があると思うが、2分の1という案で、パブリックコメントで市民の意見を聞いてみるということではいかがか。

【承認】全員異議なく承認

委員長

以前議論したことについて、もう一度議論できたことは意義がある。
他のことで、ご意見等あるか。

副委員長

確認だが、資料「川口市市民投票条例修正事案に対する指摘事項と再修正箇所」の2の「施行規則に規定すべきこと」は、条文のような形にはならないと思われるので、このような内容で決めてくださいと答申で付記する形になるのか。

事務局

そのような形になる。

委員

規則はどこが主体で制定するのか。

事務局

市長である。

委員長

第4条で「地方自治法の規定に基づき行われる直接請求の例による」とあるが、この直接請求は何種類もある中で、どのものについてなのか。

事務局

署名集めに関しては、どの直接請求についても、ほぼ同じ規定である。

委員長

基本的には、全体的に、規則に委任する場合、規則に定めると条例に記載した、また点字についても明確に規定したということである。

この素案でパブリックコメントにかけるということによろしいか。

【承認】全員異議なく承認

	<p>委員長 これでパブリックコメントにかける案についての議論を終えた。これで市民の意見をいただくことになる。</p> <p>3 今後の予定について</p> <p>委員長 今後の日程は、どうか。</p> <p>事務局 この素案を11月1日から1ヶ月間パブリックコメントにかける。 今回は12月21日18時30分からキュボ・ラM4階会議室1、2でパブリックコメントの確認、条例案の確定を予定している。 なお、今までにもお伝えしているが、委員会において確定された案について、法規審査の段階で、修正されることが考えられる。これは法整備の技術的な理由によるものであり、いままで議論いただいた趣旨を変えることのない細かな修正については、法規担当等に任せていただきたい。</p> <p>委員長 事務局の説明に、質問等あるか。</p> <p>全員質問、意見なし</p> <p>4 閉会（午後8時00分）</p> <p>委員長 では本日の委員会は、以上で閉会とする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
次回日程	次 回 12月21日午後6時30分からキュボ・ラM4階会議室1、2